

「人財」でお困りなら

株式会社
mi ミヨシ・ロジスティックス

042-779-6619 <http://miyoshi-log.co.jp/>

原字制作: 株式会社クライムエヌシーデー

KANAKEI

かながわ経済新聞

税務・会計・経営支援

会社経理の専門家
りんくグループ

042-730-7801
www.link-tax.com

0 りんく

2018年 9月号 Vol.057

かながわ経済新聞

2018. 9月号

吉田英訓の

連載記事が掲載されました。

派遣の活用法⑨ 今回はみなさんが知っている「派遣と請負の違い」について説明させていただきます。

弊社は請負事業・派遣事業ともに行っておりますが、比率で言いますと現状は半々程度の割合です。その中でよく「派遣と請負の違い」について聞かれます。

そもそも労働契約においては、派遣と請負がよく間違えられます。両者の違いを、分かりやすく説明しますと、勤務先企業と労働者の間に「指揮命令関係が生じるかどうか」ということです。派遣となるのか、請負となるのかは、契約の形式ではなく実態で判断されるのです。

請負として契約を結んでも勤務先企業（発注者）と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、違法と判断される場合があります。

派遣の場合、派遣労働者は派遣会社に雇用されています。労働者は、勤務先企業（派遣先）の指揮命令を受け作業を行うことになります。

しかし請負の場合は、勤務先企業（発注者）と請負会社との間の取引となります。勤務先企業（発注者）は労働者に指揮命令してはならず、労務管理をする必要もありません。

仮に勤務先企業（発注者）で作業をする場合は、請負においては請負会社の責任者が作業指示を行うことになるのです。

上記の内容を踏まえて「派遣と請負の違い」について分からない場合は、指揮命令がどのような形になっているのかを確認すると分かりやすいと思います。

（ミヨシ・ロジスティックス代表取締役/南西フォーラム委員長）



吉田英訓の
着眼大局 着手小局
～人と企業～